

## Q2. 扶養親族等の申告書が送られてきました。 提出の有無でどう変わりますか？

A

これを提出する・しないによって、源泉徴収額は変わります。  
ただし、「確定申告」を行う場合はいずれも損得はありません。

年金の年間支払い見込み額が、60歳以上で108万円以上・65歳以上で80万円以上ある方には、毎年11月末に基金から「扶養親族等申告書」をお送りしています。

- ・提出期限までにご提出がないときは、翌年1年間は基金から年金をお支払するつどに支給額の7.6575%を所得税として源泉徴収してあらかじめ基金から国税局へ納付しておきます。（この徴収額は確定したものではないとお考えください）
- ・ご提出があったときは、提出された内容に沿って年金基礎控除・人的控除等の控除を行い、課税対象額があれば翌年1年間に基金から年金を支給する都度に課税対象額の5.105%を所得税として源泉徴収してあらかじめ基金から国税局へ納付しておきます。（この徴収額も確定したものではないとお考えください）

いずれの場合も「確定したものではない」と申しあげたのは、あなたの収入が基金の収入だけであればこの源泉徴収税額でよいのですが、多くの受給者の方々は国の年金など複数の収入があるため毎年2月に税務署で「確定申告」を行い年間のすべての収入に対する正しい税額を算出して過不足調整を行わなければならないからです。

つまり、「扶養親族等申告書」の提出の有無によって、年金受取のつどに天引きされる源泉徴収額は変わってくるものの、これは税金の仮払いのイメージであり、最終的に確定申告によって税額が確定したときに、この仮払額が多すぎれば還付申告して税金を取り戻しますし、仮払額が足りなければ追加納付することになり、扶養親族等申告書の提出いかんにかかわらず、いずれの場合でも最終的に納付する税額は一円も変わらないという結果になるからです。

なお前述のとおり、複数の所得のある方は扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず毎年2月15日からの「確定申告」が必要です。

確定申告の際に必要な当基金の「公的年金等源泉徴収票」は、ご自宅あてに毎年1月下旬にお送りします。